また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所について利用定員（法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る地域型保育事業を行う事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項各号に掲げる基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、これを認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（⑴により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、当該申請が満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業に係るものであるか、満三歳以上限定小規模保育事業に係るものであるかの別により、当該申請に係る認可をしないことができる。

すなわち、満三歳以上限定小規模保育事業以外の地域型保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数が、当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る地域型保育事業の開始によってこれを超えることになると認めるときは、当該申請に係る認可をしないことができる。

また、満三歳以上限定小規模保育事業について認可の申請があった場合において、当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業所が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）に

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業（⑴により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、認可申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。この場合において、法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。